



平成 24 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社サンケイビル
代表者名 取締役社長 日 奔 秀 行
(コード 8 8 0 9 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役 高 田 実
(TEL 03-3212-4000)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 5 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本定時株主総会と同日に開催予定の本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 24 年 3 月 30 日（金曜日））を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基準日 平成 24 年 3 月 31 日（土曜日）
- (2) 公告日 平成 24 年 3 月 14 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.sankeibldg.co.jp/announcement/index.html>

2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

当社は、本日現在において、会社法第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社（以下「種類株式発行会社」といいます。）ではありませんが、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全部の取得と引換えに別の種類の当社の株式を交付することに係る議案等を付議する予定です。

本定時株主総会において、上記①の議案が承認され、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を発生させるためには、本定時株主総会の上記②の議案に係る決議のほか、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、本種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを検討しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。なお、全部取得条項が付される予定の株式は、本日現在において当社の発行しているすべての普通株式であることから、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主すべてが対象となります。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、

決定次第改めてお知らせいたします。

以上